

# しがけんこ きほんじょうれいあん 滋賀県子ども基本条例案について

## この条例案はどのようにしてつくられたの？

子どもや子育てに関係する仕事をしている大人だけでなく、高校生・大学生にも会議に参加していただき、意見をとりまとめました。

また、去年に実施し、県内の1万人以上の子どもたちに答えていただいた「子どもWEBアンケート」の結果も反映しています。

## この条例をつくってどうしたいの？（目的）

子どもの権利が守られ、子どもがのびのびと元気に、安心して成長することができる社会をつくりたいと考えています。

## 子どもの権利って？

子どもは生まれながらに権利をもっていて、それは、何かをしただけでももらえるのではなく、また、何かをしないとなくなるものでもありません。

子どもの権利を世界中で守るためのルールが、『子どもの権利条約』です。

この条約では、大きく分けて「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、

「参加する権利」の4つがあるとされています。

### 生きる権利

すべての人から大切にされ、しっかりと食べ、安心して眠り、元気にくらすことができます。

### 育つ権利

安心して好きなことを勉強したり、友達と遊んだり、ゆっくり休んだり、すくすくと大きく育つことができます。

### 参加する権利

自分の考えやしたいことが大切にされ、自由に意見を言うことができます。

### 守られる権利

いじめられたり、苦しめられたりしないように守られます。人との違いなどを理由に、差別されません。

## 子どもって？

この条例では、心と身体の成長の途中にある人を「子ども」としています。

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがなくならないよう、みなさんのそれぞれの状況に応じて幸せに暮らしていけるように支えます。

## この条例で大切に考える

子どもの権利が守られる社会をつくるために、7つの考え方を大切にします。

- ① 子どもは差別を受けない権利をもっています。
- ② 子どもは大切に育てられる権利をもっています。
- ③ 子どもは自由に意見を言うことができる権利をもっています。
- ④ 子どもは自分の意見を大切にされ、最も幸せなことは何かを一番に考えられます。
- ⑤ 子どもは他の人との関わりを大切にしながら、ともに社会をつくっていくことができます。
- ⑥ 子どもへの支援は、年齢や一人ひとりの状況に応じて切れ目なく行います。
- ⑦ 社会全体で連携・協力します。

# 滋賀県子ども基本条例案の概要①

## 1. 目的 (1ページと同じ)

- ・子どもの権利が守られ、子どもがのびのびと元気に、安心して成長することができる社会をつくることを目的とします。

## 2. 大切な考え方 (2ページと同じ)

- ① 子どもは差別を受けない権利をもっています。
- ② 子どもは大切に育てられる権利をもっています。
- ③ 子どもは自由に意見を言うことができる権利をもっています。
- ④ 子どもは自分の意見を大切にされ、最も幸せなことは何かを一番に考えられます。
- ⑤ 子どもは他の人との関わりを大切にしながら、ともに社会をつくっていくことができます。
- ⑥ 子どもへの支援は、年齢や一人ひとりの状況に応じて切れ目なく行います。
- ⑦ 社会全体で連携・協力します。



## 3. 責任や役割

- ・滋賀県は、子どもの権利を守るため、関係者と役割分担し、お互いに協力しながら子どもへの支援を行います。
- ・保護者は、子どもが元気に成長することができるよう育みます。
- ・学校は、子ども一人ひとりが抱える悩みに向き合い、子どもの成長につながるように支援します。また、子どもが意見を表明できる環境や、子どもが安心して楽しく過ごすことができる環境をつくります。
- ・会社は、保護者など会社で働く人の仕事と家庭生活のバランスがとれる環境をつくります。
- ・県民は、子どもの権利について学び、それぞれの立場で子どもの権利が守られる社会づくりの取組をします。



#### 4. 子どもの意見を聞くことを大切にします

- ・社会全体で子どもの意見を聞き、その意見を大切にします。
- ・子どもから意見を聞くとき、次の9つのことに気を付けます。
  - ① 子どもにとって十分でわかりやすい情報を伝えます。
  - ② 無理やり意見を聞くことはしません。
  - ③ 子どもの意見を大切にします。
  - ④ なぜ自分に意見が聞かれているのかわかるように説明します。
  - ⑤ 子どもが意見を言いやすい環境をつくります。
  - ⑥ すべての子どもに平等に意見を聞きます。
  - ⑦ みんながうまく話し合えるように手助けします。
  - ⑧ 誰が言った意見かわからないようにするなど子どもの安全を考えます。
  - ⑨ 子どもの意見に対して、どのように考えるか返事をします。
- ・意見が言いにくい場合には、周りの大人と一緒に考え、必要なら代わりに伝えます。
- ・滋賀県は、子どもから広く意見を聞き、県のいろいろな取組に反映します。



#### 5. 子どもの社会参画

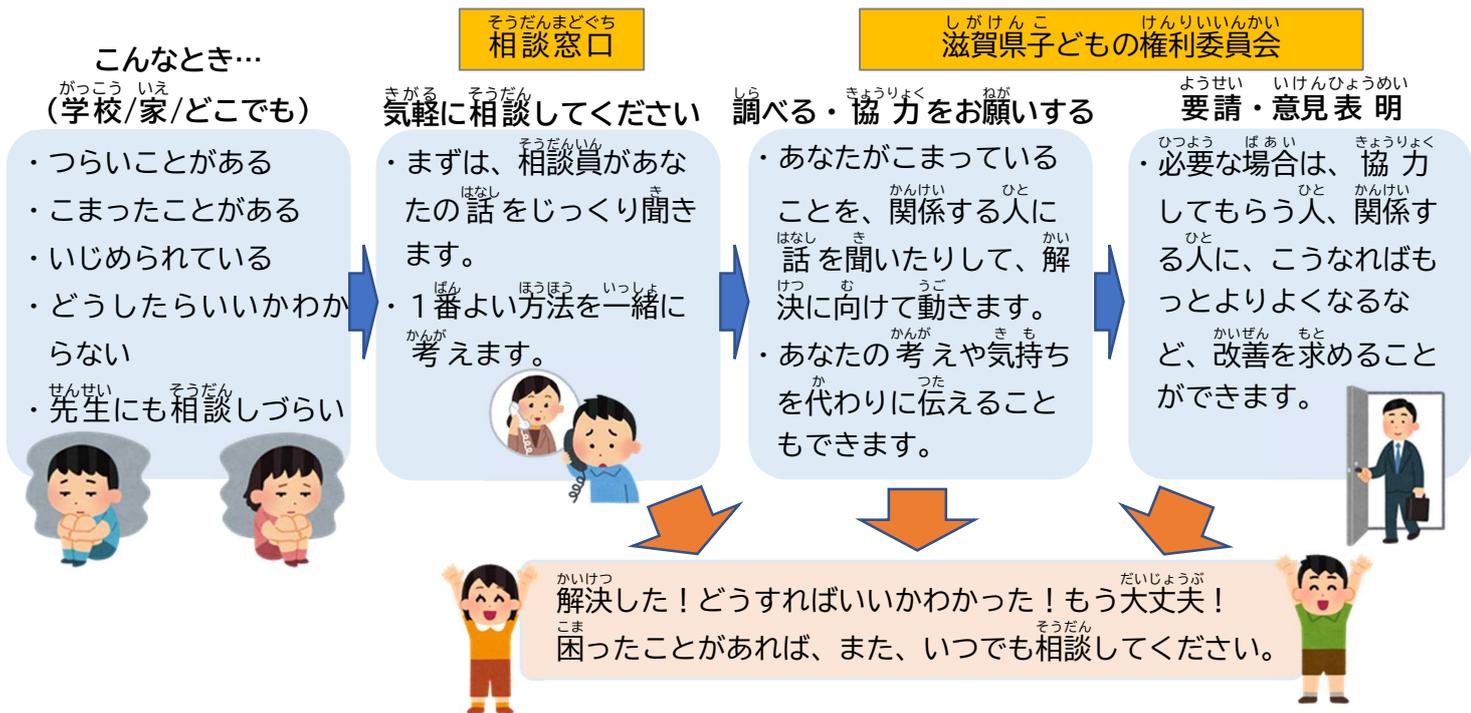
- ・子どもが、学校や地域での活動に参加し、様々な経験ができるように取り組みます。



# しがけんこ きほんじょうれいあん がいよう 滋賀県子ども基本条例案の概要③

## 6. 子どもの権利の救済

- ・ 滋賀県は、子どもの権利が誰かによって守られないとき、かかえている不安や悩みを安心して相談できるようにします。
- ・ 相談だけでは解決しない問題は、新しくつくる「滋賀県子どもの権利委員会」が相談者と関係する人との間に入り、解決に向けて動きます。



## 7. 条例を広く伝える取組

- ・ 滋賀県は、社会全体で子どもの権利が守られる取組が行われるように、この条例や子どもの権利条約の内容などについて、県民のみなさんに広く伝えていきます。

## 8. 子どもに関する計画をつくります

- ・ 滋賀県は、子どもに関する取組について、具体的な取り組むことや目標を定めた計画をつくります。

## 9. その他

- ・ この条例が始まる日は、令和7年4月1日です。
- ・ 「6. 子どもの権利の救済」の取組は、令和7年10月1日から始めます。